

広告物【都心地区(都心部)】

福井市景観条例施行規則第14条第6号関係図書

景観計画区域内における広告物の景観形成基準のチェックリスト

(福井都心地区特定景観計画区域(都心部ゾーン)用)

屋外広告物許可申請	
チェック	<input type="checkbox"/>

配慮すべき基本的基準	1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。	
	2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。	
	3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。	
	景観形成の方針 楽しさや賑わい、風格が感じられるシンボル景観の形成	
<基本的基準に基づいて、景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述>		

(「○」は必ず守るべき基準、「□」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目別基準	項目	適合のチェック	景観形成基準
位置及び規模、形態		<input type="checkbox"/>	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。
		<input type="checkbox"/>	○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。
		<input type="checkbox"/>	○建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努める。
色彩		<input type="checkbox"/>	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。
		<input type="checkbox"/>	○敷地内の表示面積(既存のものを含む。)が30m <sup>2</sup> 以下の場合 マンセル値による彩度12を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ○敷地内の表示面積(既存のものを含む。)が30m <sup>2</sup> を超える場合 マンセル値による彩度10以上の色及び無彩色で明度2未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。
		<input type="checkbox"/>	○上記によらない場合は、屋外広告物の1面につき、当該表示面積の20%以上は白色又は素材色とするよう努める。
		<input type="checkbox"/>	・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。
		<input type="checkbox"/>	◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。
照明広告		<input type="checkbox"/>	○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。
		<input type="checkbox"/>	○内照式のものは、極端に大規模なものとしないよう努める。
		<input type="checkbox"/>	○点滅又は回転する付帯ランプは、使用しないよう努める。

「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	適合のチェック	景観形成基準
屋上利用広告	<input type="checkbox"/>	◎骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。
	<input type="checkbox"/>	◎1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。
	<input type="checkbox"/>	○塔型のものや極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えることなくするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	・文字等（社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。）を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
壁面文字	<input type="checkbox"/>	◎事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。
壁面広告	<input type="checkbox"/>	◎壁面からはみ出したりしないようにする。
	<input type="checkbox"/>	○表示面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	・文字等（社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。）を表示した面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
窓面広告	<input type="checkbox"/>	○3階以上には、設置をしないよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○窓面広告の表示面積（既存のものを含む。）の合計は、表示する窓の面積に対して1/3以下とするよう努める。
広告幕	<input type="checkbox"/>	・表示面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
突出広告	<input type="checkbox"/>	○多数の事業所が1の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○アーケード屋根より下部については、路面に突き出さないように努める。
	<input type="checkbox"/>	○御本丸大手町線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。
地上広告	<input type="checkbox"/>	○建築物と同一敷地内の設置とし、多数の事業所が1の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。
	<input type="checkbox"/>	○容易に移動させることができるもの又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。
その他の広告物	<input type="checkbox"/>	◎貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。
	<input type="checkbox"/>	・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。
	<input type="checkbox"/>	○のぼり旗※は、建築物と同一敷地内での設置に限る。
	<input type="checkbox"/>	◎アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。

※ のぼり旗：容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの。